

クスリのアオキ浅野店 (No.1392)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月1日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和8年1月22日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ浅野店  
高松市香川町浅野字大塚 843 番 3 外

3 法第8条第2項の規定により住民等から提出があった意見の概要

(1) 住民等1

(意見の内容)

- ・店舗の出入口について明確にしてほしい。
- ・フェンスは取り付けるのでしょうか。
- ・敷地内の通路（子どもの通学道）はどうなるのか。

(意見の理由)

- ・道路が狭いので常に渋滞する可能性がある。
- ・駐車場、店舗前が人のたまり場になる。
- ・今まで小学生の子どもたちが通学路として利用していた。

(2) 住民等2

(意見の内容)

①生活道路通行者の安全対策

- ・歩行者用通路のカラー舗装や目視しやすい誘導サイン、場内10km/h以下徐行の路面標示等の徹底を求める。
- ・住民のごみ出し時間帯及び通行及び児童の登下校時の通行時に、店舗への商品搬入車両の通行を避けるよう求める。

②騒音・振動への配慮

- ・駐車場北西部に隣接する倉庫への目隠しフェンス（遮音、H=1.8m）について、北部に隣接する倉庫まで延長設置するよう求める。
- ・前向き駐車の際の啓発を行うよう求める。

(意見の理由)

- ①駐車場を横断する用水管理道路は、長年にわたり地域住民の生活通路及び児童の登下校時の通路として利用されている。駐車場利用者及び店舗への商品搬入車両との無用なトラブルを回避するよう特段の配慮をお願いする。
- ②目隠しフェンス（遮音）の設置が夜間の車ドアの開閉音、アイドリング、利用者の話し声等を防ぐためであるならば、北西部及び北部に隣接する倉庫については同条件であるため、同じ措置を講ずるべきである。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課  
縦覧期間： 令和8年6月1日から令和8年7月1日まで